

# 自動証明写真機設置事業者募集要項

千葉都市モノレール株式会社が行う自動証明写真機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、次の各事項をご確認のうえ、お申し込みください。

## 1. 入札物件

物件 No.	写真機 No.	所在地	設置台数	最低価格 (税抜月額)	月平均売上金額 (税込)
		設置場所			
4	1	千葉市中央区中央港 1-17-12	1	110,457 円 (4台分)	64,929 円
		千葉みなと駅改札外			
	2	千葉市中央区新千葉 1-1-1	1		173,867 円
		千葉駅中央口改札外自由通路			
	3	千葉市中央区新千葉 1-1-1	1		51,344 円
		千葉駅南口改札外自由通路			
	4	千葉市若葉区都賀 3-31-1	1		67,217 円
		都賀駅改札外			

※個人番号カードのオンライン申請機能の有無は問いません。

※設置場所は、別紙駅別配置図によりご確認ください。

※月平均売上金額は参考数値（平成31年1月～令和2年12月（24か月）の実績・1ヶ月平均）であり、今後における自動証明写真機の売上金額を保証するものではありません。

## 2. 日程

### (1) 受付期間

令和3年2月18日（木）から3月3日（水）まで

土日・祭日を除く9時から12時まで、13時から16時まで

### (2) 入札日時及び場所

令和3年3月12日（金） 14時15分から

千葉市稲毛区萩台町199番地1

### (3) 契約の締結期限

令和3年3月26日（金）

## 3. 入札参加資格

(1) 応募する者は、次に掲げる全ての条件を満たすものとします。

- ① 個人の場合は千葉市に住所を有し、法人の場合は千葉県内に本店または支店・営業所を有すること。

- ② 自動証明写真機の設置業務（自ら管理・運営するものに限る）について、過去5年以内に3年以上の実績を有している者であること。
- ③ 法人市区町村税又は個人市民税の未納がないこと。
- ④ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと

#### 4. 契約上の条件等

##### (1) 設置期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までとします。（60か月間）

##### (2) 設置料等

###### ① 設置料

当社が設定する最低価格以上で、最高の入札価格をもって設置料（月額）とします。

設置料は毎月発行する請求書により指定期日までに当社が指定する口座に振り込み支払って下さい。

###### ② 必要経費等

自動証明写真機の維持管理に必要とする経費は設置事業者の負担とします。道路占用料相当額および電気料は設置料とあわせて毎月請求します。

###### ③ 延滞金

指定期日までに支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、法定利率の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して支払わなければなりません。

##### (4) 使用上の制限

次のことを遵守してください。

- ① 設置物件を自動証明写真機設置業務以外の用途に供してはならないこと
- ② 自動証明写真機を設置する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならないこと
- ③ 近隣に設置されている同種の自動証明写真機と比較して高額な価格設定にしないこと

##### (5) 自動証明写真機の仕様等

設置する自動証明写真機は、次に掲げる条件を満たした仕様としてください。

- ① 自動証明写真機の大きさの目安は、平面 1,500mm×2,000mm 以内、高さ 2,200mm 以内とする。看板・装飾部、電源接続部等は記載数値を上回ってもよいが、貸付面積は超えないこと。
- ② 住民基本台帳カード（写真付き）の交付申請、外国人登録の各種申請、旅券（パスポート）の発給申請、運転免許証の申請及び個人番号カードの申請に使用する証明写真に対応可能であること。ただし、個人番号カードのオンライン申請を行うことができる機能の有無は問わない。
- ③ 外国籍住民も利用できるよう英語・中国語・韓国語での案内機能を有すること。
- ④ すべての自動証明写真機について、契約締結前に自動販売機の大きさ、性能に関する資料を提出すること

##### (6) 維持管理責任

次のことを遵守してください。

- ① 自動証明写真機の整備や消耗品補充等の維持管理については、設置事業者が行い、正常に機能するよう注意すること
- ② 自動証明写真機の設置にあたっては、転倒防止など、安全に十分配慮すること
- ③ 自動証明写真機の故障、問い合わせ及び苦情については、設置事業者の責任において対応するとともに、自動証明写真機本体に故障時の連絡先を明記すること

#### (7) 原状回復

設置事業者は、設置期間が満了したとき及び契約期間の途中で契約を解除するときは、指定期日までに原状回復してください。

## 5 入札申込手続

### (1) 申込方法

受付期間内に、必要な書類を持参してください。郵送による申込みは受け付けません。

受付期間 令和3年2月18日（木）～令和3年3月3日（水）

#### **※ 電話、FAX、Eメール等による受付は行いません。**

提出先 千葉市稲毛区萩台町199番地1

千葉都市モノレール株式会社 総務部 経理課

### (2) 必要な書類（各1部）

#### ① 入札参加申込書（自動証明写真機設置業務用）

#### ② 添付書類

ア （法人の場合）法人登記簿の写しもしくは履歴事項全部証明書

イ 自動証明写真機の設置業務について、過去5年以内に3年以上の実績があることを示す資料（申込者が設置した自動証明写真機の設置場所・設置期間を具体的に示したもの。書式は問いませんが、A4用紙1枚程度に収めてください。全ての実績を網羅する必要はなく、代表的な実績を示すだけで結構です。）

ウ 法人市区町村税又は個人市民税の未納がないことの証明書

#### ③ 留意事項

ア 各証明書については、いずれも発行後3か月以内のものを提出してください。

イ 添付書類は1部のみ提出して下さい。

## 6 入札参加できない者の通知

入札参加資格を満たしていない場合は、非入札参加通知書によりその旨を通知します。

## 7 入札の手続

### (1) 入札方法

① 入札は令和3年3月12日（金）に千葉都市モノレール(株)4階第3会議室で行います。

② 入札書に記載する入札金額は、**月額金額(税抜き)**を記載してください。

**※契約金額は、これに消費税及び地方消費税相当額を加算した額となります。**

③ 入札書は当日持参してください。郵送による入札は受け付けません。

④ 代理人の方が入札される場合は、委任状が必要になりますので、必要事項を記載し、記名押印してください。

⑤ 投函した入札書の書換え、引換え又は撤回はできませんので、十分ご注意ください。

(2) 入札時に持参する書類

- ① 入札書
- ② 委任状 ※代理人の方が、入札される場合
- ③ 誓約書
- ④ 入札価格における各自動証明写真機毎の内訳書

(3) 入札保証金

入札保証金の納付は免除しますが、落札者が契約を締結しない場合には、落札額の3倍の金額を違約金としていただきます。

## 8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない設置事業者の入札
- (2) 記名押印を欠く入札
- (3) 誤字または脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (4) 明らかに談合であると認められる入札
- (5) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2通以上の代理をした者の入札
- (6) 入札価格における各自動販売機毎の内訳書及び誓約書の提出がない入札
- (7) 入札に関し、不正行為があった場合の入札
- (8) 最低価格（月額）に達しない金額を記載した入札
- (9) その他指定した以外の方法により入札した場合

## 9 落札者の決定等

- (1) 落札者は、最低価格以上をもって有効な入札を行った方のうち最高価格の入札を行った方とします。
- (2) 落札者となるべき方が2人以上いるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定します。
- (3) 落札者が契約を締結しないときは、入札金額の高かった上位5人以内の中から、最高価格と同一以上の金額で契約を希望する方がいる場合には、その方と随意契約を行います。この条件で契約を希望する方が同一金額で2人以上となったときは、前(2)項に準じて直ちに「くじ」によって落札者を決定します。同一金額以上で契約を締結する方がいないときは、上位5人以内の指名競争入札で再度入札を行います。
- (4) 落札者が契約を締結しないとき、または契約締結後に途中で契約を解約したときは、次回の入札への参加をお断りしますので注意してください。

## 10 個人番号カード交付申請への対応に係る特記事項

自動証明写真機で個人番号カード用の写真撮影を行う場合、表示パネルやシール、案内音声等により、申請手続きに支障が生じないようにしてください。また、個人番号カードのオンライン申請対応機種を設置する場合は、個人番号カード受領時に交付窓口（区役所）に出向く必要があることを同様の手法等で表示してください。

なお、これらの表示及び通信設備等に係る費用については、落札者の負担で実施していただきます。

## 11 その他

- (1) 本契約は、本契約に関連する消費税及び地方消費税の率が改正された場合は、契約金額を変更します。
- (2) 自動証明写真機の売上額及び利用者数については、月ごとに集計を行い、四半期毎に報告してください。

募集に関する問合せ先

千葉都市モノレール株式会社

住 所 〒263-0012 千葉市稲毛区萩台町199番地1

T E L 043-287-8215

F A X 043-252-7244

E-mail [gyoumu\\_1@chiba-monorail.co.jp](mailto:gyoumu_1@chiba-monorail.co.jp)

担 当 運輸部 営業課 木内・横山